

委員に占める女性の割合が40%未満の審議会等に係る

要因と目標達成に向けた今後の方策（2025.9.30）

(参考)

第5次男女共同参画基本計画※における委員に占める女性の割合の成果目標及び調査結果

項 目	調査結果 [2025年9月30日現在]	(前回)調査結果 [2024年9月30日現在]	成果目標※ (期限)
国の審議会等委員に占める女性の割合	42.9%	42.0%	40%以上、60%以下 (2025年)

※令和2年12月25日閣議決定

府省庁	審議会等名	改選等の有無	委員に占める女性の割合 (%)	要因	目標達成に向けた具体的方策
内閣府 (2)	宇宙政策委員会		33.3%	宇宙開発利用に関する政策に係る重要事項等を審議するためには、宇宙開発・利用及び関連分野に知見を有する者を委員にすることが必要であるが、これら分野においては女性の学識経験者等が少ないため。	次回の人選にあたっては関連分野における女性の学識経験者等を一層積極的に任命するよう努める。
	原子力委員会	○	33.3%	原子力委員会設置法第3条において「委員会は、委員長及び委員二人をもって組織する。」と定められていることから、女性委員1名の場合は、委員に占める女性の割合が33.3%となる。	女性の割合が40%に達しない理由は左記のとおりであり、委員定数の増加には法律改正等が必要となる。 委員の選任に際しては、引き続き、性別のバランスに配慮する。
金融庁 (1)	証券取引等監視委員会		33.3%	金融庁設置法第10条において「委員会は、委員長及び委員二人をもって組織する。」と定められていることから、女性委員1名の場合は、委員に占める女性の割合が33.3%となる。	女性の割合が40%に達しない理由は左記のとおりであり、令和7年12月の改選時には、委員3名のうち、女性委員1名を選任した。 委員の選任に際しては、引き続き、性別のバランスに配慮する。

こども 家庭庁	旧優生保護 法補償金等 認定審査会		37.5%	旧優生保護法補償金等認定審査会の委員は、医療、法律、障害者福祉等に関して優れた識見を有する者を任命することとされている。 このうち、関係団体において医療分野に精通する女性候補者の選出が難しく、40%に満たなかったもの。	今後の改選にあたっては、関係団体等の協力を得るなどして、女性委員の登用に努める。
法務省 (3)	司法試験 委員会	○	28.6%	司法試験委員会は、法曹となろうとする者が必要な専門的な法律知識等を有するかを判定する司法試験を実施するなどの重責を担っており、その委員については、高度な専門的知識・学識経験等を有し、人格高潔な者を選任する必要がある、これまでも第5次男女共同参画基本計画を念頭に置きつつ、適切な委員の選任に努めてきた。 今般、令和7年7月に女性委員1名が最高裁判所裁判官への就任に伴い、急きょ退任することとなり、その後任者を選任するにあたっては、女性も含め、適切な候補者を模索した上で、最も適任である委員を選任した結果、委員に占める女性の割合が低下したものである	司法試験委員会委員については、5次男女共同参画基本計画を踏まえつつ、適切な委員の選任に努めてまいりたい。

	検察官適格 審査会	○	9.1%	<p>検察官適格審査会の委員については、検察庁法及び検察官適格審査会令（昭和23年政令第292号）において、国会議員6名（衆4名・参2名）、最高裁判所判事1名、日本弁護士連合会の会長、日本学士院会員1名及び司法制度に関し学識経験を有する者2名と規定されている。</p> <p>このうち、国会議員の委員については両議院においてそれぞれ選出する、最高裁判所判事及び日本学士院会員の委員についてはそれぞれ最高裁判所判事、日本学士院会員の互選によると規定されている上、当省において選任する学識経験者の委員についても、その選出時において女性の適任者がおらず、40%に満たなかったもの。</p>	成果目標にも留意しつつ、引き続き適正に委員の選任を行う。
	法制審議会	○	36.8%	<p>法制審議会令において、「委員は、学識経験のある者のうちから、法務大臣が任命する」と規定されているが、女性の法律専門家がそもそも少ないのが現状であるため。</p>	引き続き、性別のバランスに配慮するとともに、団体推薦による委員について、各団体等に対して、団体からの推薦に当たって協力を要請するなどにより女性委員の登用に努める。

外務省 (1)	外務人事 審議会	○	28.6%	女性委員の任期満了に伴う退任のため。	10月28日時点で女性委員を1名任命。定員7人に対し、現時点では6名(うち2名が女性、33.3%)残る1名の人事を含め、中長期的に女性委員の拡大が可能となるよう、鋭意検討中。
厚生 労働省 (4)	医道審議会	○	36.0%	これまで女性登用率が40.0%を超えていたが、令和7年5月に行われた関係団体の選挙の結果による長の交代等により、40.0%を切るようになった。	今後登用する委員には、可能な限り女性を優先的に推薦いただくよう、事前に関係団体及び推薦者に対し閣議決定の趣旨を十分に説明し理解を得るとともに早めの段階で調整を行うことで、令和8年度中に女性登用率40%以上となるよう努めてまいりたい。
	薬事審議会	○	36.8%	医薬品の承認の可否等に関する審議を行うため、医薬品の評価等に必要な薬学等の高い専門性を有する学識経験者等から任命しているところであり、関係団体へも政府方針を伝え、女性委員の推薦を求めているが、関係団体での推薦候補の女性比率が低いことも要因の一つと考えている。	関係団体へ政府方針を伝え、引き続き積極的に女性の委員候補者を推薦していただくよう求めるとともに、現在女性委員を選出している関係団体に対しても、引き続き女性委員を推薦していただくようを求めていく。 また、学識経験者の任命に当たっては積極的に女性の登用を図るため、早めの調整を行っていく。

	医薬品等 行政評価・ 監視委員会	○	22.2%	<p>独立性・透明性が求められる委員会であり、発足時は外部委員からなる選考委員会において推薦団体を選び、推薦団体から候補者の推薦を受けて委員の選考を行った。</p> <p>直近の令和6年9月改選においては、委員が独立して職務を遂行する委員会であることを踏まえ、委員の意思を尊重した結果、全員留任となり、女性比率に変化はなかった。</p>	<p>当委員会に求められている中立・公正な第三者組織としての役割・機能が果たせるよう、委員会とよく相談しながらその具体的な方法を検討し、推薦団体に依頼する際には、女性委員の割合に関する政府方針等について丁寧に説明を行い、女性委員割合向上につながるよう理解を求めていく。</p>
	中央社会 保険医療 協議会	○	20.0%	<p>委員の改選時には女性委員を推薦していたくよう関係団体へ協力を求めたが、関係団体において医療保険分野に精通する女性役員の選出が難しく、女性委員比率が政府目標に満たないままとなった。</p>	<p>今後も政府方針について十分説明しご理解を頂くとともに、次期改選時には女性委員を推進していただくよう協力を求めていく。</p>
国土 交通省 (2)	国土審議会	○	35.7%	<p>職務指定により衆議院及び参議院から指名され任命している委員8名のうち、女性が2名となっているため。</p> <p>国会議員を除いた有識者等の委員については、20名のうち女性が8名(40.0%)となっている。</p>	<p>今後の改選のタイミングにおいて、女性有識者の積極的な登用を行い女性比率の向上を目指す。</p>

	国土開発 幹線自動車 道建設会議	○	0.0%	職務指定により衆議院及び参議院から指名され任命している委員10名のうち、女性がいないため。	衆議院及び参議院に対し、女性委員の指名について、配慮の申し入れを行うなど、女性比率の向上を図る。
環境省 (4)	臨時水俣病 認定審査会		0.0%	臨時水俣病認定審査会については、「水俣病に係る医学に関し高度の学識と豊富な経験を有する者」を任命することとしており、関係自治体の認定審査会における審査実績を踏まえて任命しているところ、こうした条件を満たす女性有識者が現時点においていないため。	関係自治体にも声をかけつつ、当該有識者の各審査会における審査実績等も踏まえて、女性委員を追加する方針。
	原子炉安全 専門審査会	○	33.3%	原子炉安全専門審査会の審査委員は、原子炉に係る安全性に関する事項を調査審議するため、透明性・中立性を確保した上で、原子炉や放射線等の分野から学識経験のある者を選定することとしているが、こうした条件を満たす女性が少ないため。 令和6年度10月に委員の改選を行った際に、条件を満たす女性の有識者を調査したが、十分な人数が見つからなかった。	要因に記載のとおり状況の中、引き続き、女性比率を向上できるよう、適任者の調査等の努力を続けていく。
	核燃料安全 専門審査会	○	35.3%	核燃料安全専門審査会の審査委員は、核燃料物質に係る安全性に関する事項を調査審議するため、透明性・中立性を確保した上で、核燃料物質や放射性廃棄物等の分野から学識経験のある者を選定することとしており、	要因に記載のとおり状況の中、引き続き、女性比率を向上できるよう、適任者の調査等の努力を続けていく。

				こうした条件を満たす女性が少ないため。令和6年度10月に委員の改選を行った際に、条件を満たす女性の有識者を調査したが、十分な人数が見つからなかった。	
	原子力規制委員会国立研究開発法人審議会	○	33.3%	国立研究開発法人審議会については、「原子力規制に関する学識経験を有する者」を任命することとしており、必要な学識経験を有している女性が少ないため。	委員の改選等を行う際に、必要な学識経験を有する女性がいるか、引き続き、十分な調査を行う。
防衛省 (1)	防衛人事審議会	○	31.3%	防衛人事審議会は、防衛省組織令第51条に掲げる事務を掌るため、防衛人事審議会令の規定に基づき、学識経験のある者で構成された審議会である。 同審議会の所掌事務は、専門性を有するとともに、公正かつ均衡を図る観点から、法曹界、学界、報道界、官界、経済界の学識経験者の中から任命している。委員選定にあたっては、当該学識経験者の御理解や御都合にもよることから、結果的に女性委員登用の成果目標に至っていないものである。	前回調査時点以降、令和7年1月に4名の委員の改選があり、後任者推薦の際に努めて女性の推薦を依頼したが、女性委員の登用は増加しなかった。 今後も従来と同様に、女性の割合が高まるよう、委員の改選もしくは補充を実施する際に現委員や各界の関係団体に女性の学識経験者の紹介を特段に依頼する。また、内閣府の女性リーダー人材バンクを活用し、女性の学識経験者に積極的に打診する。

(注) 改選の有無欄の○印は、前回の調査時点(2024.9.30)の翌日以降から今回の調査時点(2025.9.30)までの間に委員の改選(追加任命を含む。)があったもの。